

金沢市における町会への加入促進に関する協定書

金沢市町会連合会（以下「甲」という。）、公益社団法人石川県宅地建物取引業協会（以下「乙」という。）及び金沢市（以下「丙」という。）は、相互に連携及び協力を図り、次に掲げる目的を推進するために、協定を締結する。

（目的）

第1条 甲乙丙は、地域における安全で安心な住みよいまちづくりには地域コミュニティが重要であるという基本的認識の下に、地域コミュニティの中核的組織である町会への市民の加入促進について、情報共有及び連携した取組等を行い、良好な地域社会の維持及び形成に努めるものとする。

（協定事項）

第2条 甲乙丙は、次に掲げる役割分担に基づき、市民の町会への加入促進に取り組むものとする。

- 1 甲及び丙は、乙に対して、乙が行う町会への加入促進の取組みに必要な案内リーフレット等（以下、「リーフレット等」という。）を提供するとともに、乙に加盟する会員からの問合せに応じて、町会の加入促進に必要な情報提供を行うものとする。
- 2 乙は、金沢市内における住宅の販売、賃貸の管理、仲介等を行う場合において、リーフレット等を配布する等により、当該住宅に係る世帯に対して、町会への加入を勧めるものとする。
- 3 丙は、甲乙が相互に協力して行う活動に対して、必要な協力を行うものとする。

（期間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結日から平成31年3月31日までとする。
ただし、期間満了日の1か月前までに甲乙丙のいずれからも解除の申し出がないときは、期日満了日の翌日から1年間ごとに更新されるものとする。

（その他）

第4条 この協定書の実施に関し必要な事項及びこの協定書に定めのない事項については、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年8月31日

甲 金沢市玉川町2番2号玉川こども図書館内
金沢市町会連合会
会長 西 野 茂

乙 金沢市大豆田本町口46番地8石川県不動産会館
公益社団法人石川県宅地建物取引業協会
会長 新 谷 健 二

丙 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市長 山 野 之 義